

「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」骨子素案（たたき台）  
概要及び検討のポイント

令和 7 年 9 月  
人権・男女共同参画課

## I 条例の構成案

- 1 条例の名称
- 2 前文
- 3 各条文
  - (1) 目的
  - (2) 県の責務
  - (3) 県民の責務
  - (4) 事業者の責務
  - (5) 市町村との協働
  - (6) 人権政策推進基本方針
  - (7) 人権侵害行為の禁止等
  - (8) 相談支援体制
  - (9) 人権教育及び人権啓発
  - (10) インターネット上の誹謗中傷等の防止
  - (11) 災害等の発生時における人権侵害行為の防止等
  - (12) 人権政策審議会
  - (13) 附則

## II 本県条例の骨子素案（たたき台）の特長

- |   |  |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県及び県内団体の人権尊重の取組（レガシー）を引き継ぎ、普遍的な人権尊重の理念を次の世代につないでいくという条例の意義の表明</li> <li>2 人権尊重の取組における県の責務の明確化           <ol style="list-style-type: none"> <li>① 人権施策の総合的、積極的かつ計画的な推進</li> <li>② 関係機関等との連携協力</li> <li>③ 人権政策推進基本方針の策定</li> <li>④ 相談支援体制の整備・充実</li> <li>⑤ 人権啓発及び人権教育の積極的な実施</li> <li>⑥ インターネット上の誹謗中傷等の削除に向けた必要な措置</li> </ol> </li> <li>3 事業者の責務・市町村との協働の規定</li> <li>4 分かりやすい例示を備えた人権侵害行為の禁止規定</li> <li>5 災害等の発生時における人権侵害行為の防止</li> </ol> | <p>〔資料 2-2 骨子素案（たたき台）の記載箇所〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 前文、3 (1) 目的</li> <li>3 (1) 目的</li> <li>3 (2) 県の責務</li> <li>3 (6) 人権政策推進基本方針</li> <li>3 (8) 相談支援体制</li> <li>3 (9) 人権教育及び人権啓発</li> <li>3 (10) インターネット上の誹謗中傷等の防止</li> <li>3 (4) 事業者の責務</li> <li>3 (5) 市町村との協働</li> <li>3 (7) 人権侵害行為の禁止等</li> <li>3 (11) 災害等の発生時における人権侵害行為の防止等</li> </ol> |
|---|--|

### Ⅲ 検討における用語の統一

以下の用語は意味を統一し、議論を整理しやすくするものです。  
過去の資料についても、意味の違いを踏まえて御検討ください。

#### 1 「救済」の意味

##### (1) 現状

従来提示した説明資料では、救済について整理されていなかったため、「救済」に「インターネット上の誹謗中傷等の削除等」を含むか曖昧であった。

##### (2) 整理後

- 「救済」は、人権侵害に対応する方法のうち「相談（助言、情報提供を含む）、説示、あっせん、勧告」を指すものとする。
- 「相談」における対応方法として「助言」や「情報提供」を行うものとする。
- 「インターネットの誹謗中傷等の削除」については、「救済」という用語には含めず「インターネットを通じて行われる人権侵害行為への対応」の一手段として別に扱う（この考え方は三重県・佐賀県と共通）。

人権侵害の態様	差別・人権侵害行為	インターネット上の誹謗中傷
対応方法	「救済」	「削除」
対応方法の内容	・相談（助言、情報提供を含む） ・あっせん等（説示、あっせん、勧告）	・情報流通プラットフォーム対処法及び法務省の削除要請の枠組みで削除

##### 【理由】

- 助言は「相談」への対応方法の一つ。相談者には情報提供等も行われる。
- 「インターネット上の誹謗中傷等の削除」は別の項目とし、扱いを明確化。

#### 2 「実効性」の意味

##### (1) 現状

従来の説明資料では「終局的な解決力」という意味で使用している。6月議会定例会で知事が「人権侵害の被害を受けた方々の救済策につきましては、実効性の高い仕組みを県行政のみで構築することは、なかなか難しい部分がある」と答弁した際にも「実効性」は上記の意味で用いられている。

しかしながら、「実効性」は、「啓発等において効果があるもの」「県の姿勢を示す方法として有効であるもの」「差別行為などの基準を示す効果があるもの」等を含め、広く「有効である」という意味として使用されている場合も見られる。

##### (2) 整理後

- できる限り、「実効性」に代えて、「終局的な解決」又は「終局的な解決力」という用語を用いる。
- やむを得ず「実効性」を用いる場合には、その意味するところは「終局的な解決」又は「終局的な解決力」を指すものとして整理する。

##### 【理由】

- 人権救済として重要なことは、その手段によって「終局的な解決」が図れるか否かであることから、明確に「終局的な解決力」ということを踏まえて考える必要がある。

## IV 主な御意見に対する考え方（骨子素案たたき台の特長）

### 1 人権侵害行為への対応について

#### (1) 主な意見

- ・三重県や佐賀県のように、あっせんや勧告を規定すべき。
- ・県では最終的に強制力をもって解決できない。最後に頼るところは強制力があってしっかりと問題解決ができる機関
- ・ほかの制度との役割分担も必要
- ・分かりやすい窓口を用意し適切な窓口につなぐ、分かりやすい仕組みが大事
- ・個別の人権課題に対応する条例とすることを望む。

#### (2) 骨子素案（たたき台）の考え方

- ・相談を人権侵害に対する重要な救済手段の一つと捉え、県として「できることをして、できないことはつなぐ」という姿勢で相談体制を強化することを念頭に、相談支援体制について規定
- ・早く適切に「終局的な解決」に導くため、県で解決できない内容の相談は、弁護士会、法務局、その他の専門の窓口につなぐ方向で規定
- ・上記のため、国、市町村等が設置する専門的な相談機関その他の関係機関との緊密な連携の確保に努めることを規定

#### 骨子素案（たたき台）（8）相談支援体制

- 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じる体制を整備するとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）に対して、相談者の相談内容に応じた必要な情報の提供、助言等の支援を行うものとする。
- 県は、前項の支援を円滑に行うため、県の関係部局及び関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### (3) 説明

- ① 人権侵害の態様は多様であり、本県では、これまでも人権問題全般を担当する人権相談窓口（長野県人権啓発センター）のほかに、外国人、性別、性的マイノリティ、子ども・若者、高齢者、障がい者、感染症、その他医療や福祉、犯罪被害、性暴力被害などに関わる専門相談窓口を設置して対応してきた。
- ② 条例制定後は、人権問題全般を担当する人権相談窓口の役割を見直し、相談員への研修等を実施し、相談者に寄り添い適切な専門的相談窓口や解決力のある関係機関に取り次ぐ相談体制の整備を検討する。  
⇒相談支援体制の充実についての説明は、資料3-2を参照

## 2 インターネット上の誹謗中傷への対応

### (1) 主な意見

- ・部落差別投稿等、インターネット上の誹謗中傷等の削除につき規定すべき。
- ・関係機関の連携を強化して削除に向けて取り組むことを規定するよう望む。

### (2) 骨子素案（たたき台）の考え方

- ・誹謗中傷等を未然に防ぐための取組として必要な教育や啓発に取り組むことを規定
- ・インターネット上の誹謗中傷等の情報の削除は、情報流通プラットフォーム対処法及び法務省の削除要請の枠組みにより実施することとし、条例には「削除に向けた必要な措置を講ずる」と規定

#### 骨子素案（たたき台）(10) インターネット上の誹謗中傷等の防止

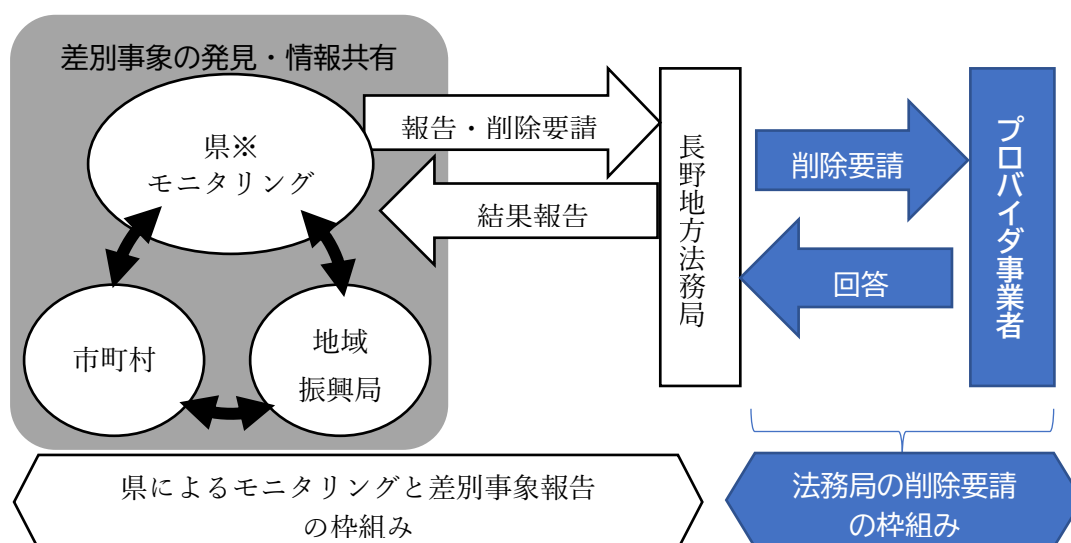
○ 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、次の各号に掲げることに取り組むものとする。

- (1) インターネット上の誹謗中傷等（インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報（以下「人権侵害情報等」という。）を発信することをいう。次号において同じ。）を防止するために必要な教育及び啓発に関すること。
- (2) 県民に関し、又は県民によりインターネット上の誹謗中傷等が行われた場合であって、人権侵害情報等の送信を防止する措置を講ずる権限を有する者等に対して県が人権侵害情報等の削除を要請することが必要と認められるときに、当該人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置を講ずること。

### (3) 現在の対応状況

インターネット上の誹謗中傷等の削除に向けた取組として、本県では同和地区に関する識別情報の摘示情報についてモニタリングを実施しており、必要な場合は関係市町村に情報を共有するとともに、長野地方法務局を通じプロバイダ事業者に対して当該情報の削除要請を行っている。

≪現行の実施例・法務局の削除要請の枠組みによる削除の行い方≫



※モニタリングは、県民文化部人権・男女共同参画課が実施

#### (4) 県の行う支援の方向性

##### ア 同和地区に関する識別情報の摘示

同和地区に関する識別情報が適示された場合には、「情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者」（被侵害者）が明確ではないことから、情報流通プラットフォーム対処法<sup>※1・2</sup>が直ちに適用されない場合があるので、県としてモニタリングを実施し、長野地方法務局を通じプロバイダ事業者に対して当該情報の削除要請を行う現行の対応を継続する。

※1 「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）」

※2 情報流通プラットフォーム対処法は、「情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者」（被侵害者）が利用できる手続を定めるもの。

##### イ 名誉毀損、プライバシー侵害に係る情報

県民等から、個人の名誉毀損やプライバシーの侵害等に係る人権侵害情報についての相談を受けた場合には、以下の理由から早期に確実な削除につなげるために、相談者が情報流通プラットフォーム対処法に基づき直接削除を申し出る方法の指導や助言を行う以下の専門の相談窓口を紹介する。

###### 【理由】

- 削除要請にあたっては、掲載されている情報によって侵害された具体的な権利や権利が侵害されたとする理由（投稿された内容、投稿の経緯や投稿数、相談者に与えた影響）をプロバイダ事業者に対して明確に示す必要がある。
- 県の削除申請には、情報流通プラットフォーム対処法の適用がなく、対応はプロバイダ事業者の任意である。

###### 【専門の相談窓口】（参考次頁）

- 違法・有害情報相談センター（総務省）
  - ・情報流通プラットフォーム対処法による削除申出方法の相談者への助言
- 人権相談（法務省・法務局）
  - ・情報流通プラットフォーム対処法による削除申出の助言
  - ・法務局からプロバイダへの削除要請
- インターネット・ホットラインセンター（警察庁）
  - ・違法・有害情報について、警察への情報提供とサイトへの削除依頼

(参考：総務省ホームページより)

# インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

違法薬物の販売情報、  
違法なわいせつ画像、  
児童ポルノ、  
爆発物・銃砲等の製造、  
殺人や強盗等の犯罪行為の  
請負・仲介・誘引、  
自殺の誘引・勧誘などを  
通報したい

**心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)**  
[www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro](http://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro)  
 生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。




どうしたらよいか  
分からない

ネット上の  
書き込み・画像を  
削除したい

書き込んだ相手に  
損害賠償を  
求めたい

身の危険を感じている/  
脅迫されている・犯人の捜査、  
処罰を求めたい

弁護士  
または

**法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス**  
[www.houterasu.or.jp](http://www.houterasu.or.jp)  
 ☎0570-078374

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。




**サイバー犯罪の情報提供、相談窓口**  
**警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口**  
[www.npa.go.jp/cyber/soudan.html](http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html)




ネットトラブルの  
専門家に  
相談したい

人権問題の専門機関に  
相談したい

プロバイダ等に削除を  
促してほしい(民衆機構)

有害情報も  
通報したい  
(民衆機構)

**迅速な助言**  
**違法・有害情報  
相談センター  
(総務省)**

**Legal harmful hotline**  
[www.ihaho.jp](http://www.ihaho.jp)

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。



**削除要請・助言**  
**人権相談  
(法務省)**

**人権インターネットセンター 人KEN**  
 ☎0570-003-110  
[www.jinken.go.jp](http://www.jinken.go.jp)

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請<sup>※</sup>を行います。  
※削除要請は専門的な知識を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。



**プロバイダへの連絡**  
**誹謗中傷  
ホットライン**

**SIA**  
[www.saferinternet.or.jp/bullying/](http://www.saferinternet.or.jp/bullying/)

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



**迅速な削除の要請**  
**セーフライン**

**SIA**  
[www.safe-line.jp](http://www.safe-line.jp)

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。児童ポルノの被害に遭われた方、いじめの動画の通報も受け付けています。



**サイトへの削除依頼**  
**インターネット・  
ホットライン  
センター(警察庁)**

**www.internethotline.jp**

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「**情報セキュリティ安心相談窓口**」があります。  
 ※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

### 3 差別の禁止規定について

#### (1) 主な意見

- ・憲法や国際条約などを踏まえ、充実した規定が求められている。
- ・同和問題、性自認、性的指向、アウトティングを規定してほしい。
- ・将来起こり得る事態にも対応できるように規定してほしい。

#### (2) 骨子素案（たたき台）の考え方

- ・列記する属性と禁止される行為は、憲法、国際条約、他県条例を参考に具体化（都府県条例では最も詳細なレベルで規定）
- ・アウトティングの明記は、同種条例では初の試み
- ・2項目にハラスメントを想定した規定を置く

#### 骨子素案（たたき台）（7）人権侵害行為の禁止等

- 何人も、他人に対して、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）、社会的身分、被差別部落の出身であること、障がい、感染症等の病気、職業その他の事由を理由として、不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、アウトティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行う行為を含む。）をしてはならない。
- 何人も、他人に対して、優越的な関係を背景として、不当な要求をすることその他の不当な行為をしてはならない。

#### (3) 説明

- ① 本規定の人種、国籍、民族等の列記事項（属性）は、「日本国憲法（第14条第1項）」並びに我が国が批准している「世界人権宣言（第2条）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（第2条）」及び「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（第2条）」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下「人種差別撤廃条約」という。）（第1条及び第2条）」の規定を踏まえ、国内法、他都府県の条例なども参考とした。
- ② 日本国憲法第14条第1項の人種、信条等の列記事項は、例示にすぎず、同条による列記事項以外の差別（例えば、教育や財産に基づく差別）も禁止されているとの理解は判例と憲法学上の学説を通じた共通理解となっている。本条例における列記事項は、差別の原因となりやすい属性について分かりやすく例示
- ③ 「不当な差別」とは、正当な理由なく区別、排除又は制限を行うもの、例えば差別的言動や差別的取扱いを想定。「差別」の用語は、それ自体否定的な意味を持つ言葉であるが、判例や法律においては、「不当な差別」という表記が用いられてきたことから、法令との整合を考慮
- ④ 「差別をすることその他の権利利益を侵害する行為」の「権利利益」という用語は、上記のとおり人権侵害行為の禁止に関する規定のある法律等において一般的に用いられており、基本的には、人権と同じ意味であると考えられる。また、「利益」とは、一定の場合の名誉感情や平穏に生活する利益などの法律上保護される利益を指すものと

されている。

- ⑤ 「優越的な関係を背景として、不当な要求をすること」は、職場におけるパワーハラスメント、優越的な関係を背景としたセクシャルハラスメント、相手方が反論しにくい立場を利用したカスタマーハラスメントなどのハラスメント行為を想定

なお、必ずしも優越的な関係を背景とするとは限らないマタニティーハラスメントや同僚からのセクシャルハラスメントなどの行為は、前項の「差別的取扱いをすることその他の権利利益を侵害する行為」に含む。

#### (4) 列記事項（属性）の意味

- 「人種」とは、皮膚・毛髪・目・体形等の身体的特徴によりなされる人類学上の区別のこと。なお、人種差別撤廃条約第1条第1項に「人種差別」は、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。」と定義されている。
- 「国籍」とは、人が特定の国の国民である場合に、その国民たる資格のこと。日本国憲法は国際協調主義を採用し（前文）、確立された国際法規の誠実な遵守を義務付けている（第98条第2項）。国際人権規約等にみられるように国籍による差別の禁止が国際法上確立されてきている。
- 「信条」とは、個人の基本的なものの見方・考え方を意味するもので思想と信仰の双方を含むもの。なお、内心の信条が外部的な行為として現れた場合に、その行為に基づき区別して処遇することは、信条に基づく区別とは異なる。
- 「性別」については、あらゆる権利において男女の平等を定めたものです。肉体的な性差（セックス）と文化的な性差（ジェンダー）を区分けする努力を通じて、固定的役割分担などの偏見を見直すことが必要。
- 「性的指向及び性自認」は、他都県の条例に規定されていることや、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第3条に「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものである」と記載されていることから明記。同法に基づいて、「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいい、「性自認」とは同法の「ジェンダーアイデンティティ」と同義であり、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識のこと。  
なお、他都府県の条例や当県の従前の用例に従って「性自認」と記述。（同法に関して国（内閣府）は、「ジェンダーアイデンティティ」の用語は、地方公共団体や民間企業等で使用されている文言の変更を求めるものではなく、必要に応じて対応すべきものとしている。）
- 「社会的身分」とは、広くは、人が社会において占めている地位をいうが、身分という言葉は、少なくともある程度長期にわたり持続する地位であるという意味を含み、出生によって決まっており原則的には本人が自由に変更できない地位という意味がある。  
なお、憲法には「門地」の文言があり、家系・血統等の家柄を示すものであるが、社



会的身分の一部をなすと解釈されていることを踏まえ用いていない。

- 「被差別部落の出身であること」、部落差別は社会的身分による差別に含まれると解されているが、本県内では、今もなお部落差別が残っており、最近では特定の地域を被差別部落であると独断に基づいてインターネット上で公表するような不当な行為が行われている。このような現状を踏まえて明記。
- 「障がい」とは、身体的障害者、精神的障害者等であることをいう。憲法学上の通説によっては必ずしも社会的身分には含まれず、これに準じて扱うべきものと解されていることから、社会的身分の後に別に明記したもの。なお、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 7 条及び第 8 条には、「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」と規定されている。
- 「感染症等の病気」も「障がい」に準じて明記したもの。なお、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）第 3 条には、「ハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定されている。また、本県の長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和 2 年条例第 25 号）第 10 条には、「新型コロナウイルス感染症等により患していること又は患しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症等の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。」と規定されている。
- 「職業」については、誰しも社会において従事する職業を自由に選ぶことができる（憲法第 22 条 1 項）。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、医療従事者やその家族への差別やいじめが深刻な問題となったように、職業を理由として差別が行われることがあるため、特に例示として挙げたもの。